

納税通知書を4月3日に発送します

令和8年度の固定資産税

固定資産税は、1月1日時点で土地・家屋・償却資産を所有している人が、市に納める税金です。4月3日(金)に納税通知書を発送します。
問い合わせは、資産税課土地家屋担当 (☎027-321-1220、1221) か各支所税務課へ。



市ホームページ

固定資産税と都市計画税は、土地や家屋などの固定資産を評価し、その価格を基に算出されています。納税通知書が届いたら記載内容を確認し、納期限内に納めてください。

前年度に比べて税額が大幅に変わっている場合は、次の内容を確認してください。

◆住宅が建っている土地は税額を減額



200mまでの部分の課税標準額
固定資産税=評価額の1/6に
都市計画税=評価額の1/3に

200mを超える部分の課税標準額
(住宅の床面積の10倍まで)
固定資産税=評価額の1/3に
都市計画税=評価額の2/3に

併用住宅(一部が店舗などに利用されている住宅)は、減額の対象となる住宅用地の面積が異なる場合があります

住宅用地の特例と新築住宅の減額 土地に対する減額

住宅が建っている土地(住宅用地)には住宅用地の特例が適用され、税額が減額されています(左図)。住宅の取り壊しや、用途の変更をすると、住宅用地の特例が適用されなくなる場合があります。

家屋の取り壊しや用途の変更をした場合は、資産税課土地家屋担当か各支所税務課に届け出てください。

新築住宅に対する減額と期間

居住部分の床面積などで一定の要件を満たす新築住宅は次の期間、固定資産税が2分の1に軽減されます。

●一般住宅=3年間(長期優良住宅は5年間) ●3階建て以上の中高層耐火住宅=5年間(長期優良住宅は7年間)

減額期間が終了すると、固定資産税は本来の税額に戻ります。

都市計画税

都市計画税は、1月1日に市街化区域(吉井地域は条例に定める区域)に土地や家屋を所有している人に課税される税金です。

都市計画税(税率0.25%)と固定資産税(税率1.4%)は、納税通知書と一緒に記載されています。

令和8年度 固定資産税の納期限

納期限内に納めてください。

- 第1期=4月30日(木) ●第2期=7月31日(金)
- 第3期=9月30日(水) ●第4期=12月25日(金)

縦覧帳簿の縦覧と課税台帳の縦覧

時間は午前8時30分~午後5時15分(土・日曜、祝日を除く)で、会場は市役所2階資産税課と各支所税務課です。持ってくる物は、マイナンバーカードや運転免許証など本人確認のできる物、委任を受けた人は委任状、賃借人は契約書(課税台帳の縦覧のみ)です。

縦覧帳簿の縦覧

期間 4月1日(水)~30日(木) 内容 市内の土地や家屋の評価額を記載した縦覧帳簿の縦覧(所有者の住所や氏名などは記載されてい



問/資産税課管理償却資産担当 ☎027-321-1222

ません) 対象 納税者か納税者の委任を受けた人

課税台帳の縦覧

期間 4月1日~来年3月31日(水) 内容

固定資産の価格や税額などを記載した課税台帳の縦覧

対象 固定資産の所有者か同一世帯の親族、納税管理人、賃借人などと、これらの人から委任を受けた人 手数料 4月1日~30日は無料、それ以降は1件300円。賃借人などは期間に関係なく有料



より効率的な行政運営のために 4月1日から市の組織が変わります 問/職員課 ☎027-321-1209

当面する行政課題に適切に対応し、限られた人員で最大の効果を上げるため、4月1日付けで、職員配置の見直しと市役所内部の組織を変更する機構改革を行います。職員数は今年度と比べ17人増の2,426人となる見込みです。

主な変更点

- 国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会の開催準備の本格化への対応や、文化・スポーツ行政のさらなる振興を図るため、総務部に文化・スポーツ担当部長を配置
- 「行動する児童相談所」を目指し、児童のあらゆる相談に迅速に対応する体制を強化するため、ケースワーカーや一時保護所の職員を7人増員

- 放課後児童クラブの運営を支援するための「選択的委託制度」の開始に伴い、一般社団法人高崎学童への派遣職員を2人増員
- デジタル技術の積極的な活用により、市民サービスの向上と行政運営の効率化をさらに推進するため、総務部にデジタル推進課を新設
- 農用地面積の確保や農地の大規模化などによる農地利用性の向上及び担い手の確保政策を一元的に所管し、農業基盤の強化を図るため、農政部に農政課を新設
- 効率的な事務の執行を図るため、群馬支所産業課を廃止し、商工や観光に関する事務を地域振興課に、農政に関する事務を建設課にそれぞれ移管

体操や新体操、バスケットボールなどさまざまな種目の大会が盛りだくさん 高崎アリーナ 令和8年度の主なイベント

問/高崎アリーナ ☎027-329-5447

高崎アリーナでは令和8年度も、国内トップレベルの選手が集まる選手権など、さまざまなスポーツイベントが開催されます。ぜひ会場に足を運んで、選手たちの熱き戦いをご覧ください。

4月	16日(木)~19日(日) 体操天皇杯 全日本体操個人総合選手権 25日(土)・26日(日) トップオブロックスベタル シーズン ファイナル TOP OF ROC SP season 2025-2026 final
5月	2日(土)~6日(水) オールジャパン ジムフェスト ALL JAPAN GYMFEST IN TAKASAKI 22日(金)~24日(日) 全日本新体操ユースチャンピオンシップ 男子新体操団体選手権大会
8月	15日(土)・16日(日) 夏の全国小学生ドッジボール選手権 19日(水)~26日(水) 全日本学生体操・新体操選手権大会 28日(金)~30日(日) ファイバースクワッドシリーズ FIBA 3×3 Women's Series TAKASAKI
10月	30日(金)~11月1日(日) 全日本新体操選手権大会

TAKASAKI ARENA

フューチャースターズ
FUTURE STARS 2026

全国から選手が集まる、女子体操イベントです。メインとなる競技会の他、栄養学やメンタルトレーニングを学んだり、ダンスレッスンに参加したりできます。
期日 3月12日(水)~15日(日) 入場料 無料 その他 イベントの参加には申し込みが必要(一部有料)

11月	6日(金)~8日(日) JOC ジュニアオリンピックカップ全日本卓球選手権大会(カデットの部) 26日(木)・27日(金)~29日(日) 全日本ジュニア新体操チャレンジカップ 全日本ジュニア新体操選手権大会
12月	12日(土)・13日(日) チアリーディング ジャパン オープン チャンピオンシップス Cheerleading Japan Open Championships 全日本学生チアリーディング選手権大会
1月	7日(木)~10日(日) JOC ジュニアオリンピックカップ(フェンシング) 31日(日) カラーガード・マーチングパーカッション全国大会

振替口座の変更などは届け出てください
市税などの納付は納め忘れのない口座振替で
 問/納税課 ☎027-321-1216



4月から、令和8年度の市税などの納税通知書を順次発送します。納付は、振込手数料が無料で納め忘れのない口座振替を利用してください。

申し込みは、通帳と通帳の届出印、納税通知書(固定資産税のみ)を持って、市内の金融機関かゆうちょ銀行にある口座振替依頼書に記入して提出してください。申し込みを行った月の翌月末以降の納期分から口座振替を開始します。振替日など詳しくは、市ホームページで確認できます。

口座振替ができる税(料)

固定資産税、市県民税、国民健康保険税、軽自動車税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、市営住宅使用料、保育料。給与や年金から天引きされている市県民税と介護保険料は、口座振替に切り替えることはできません。

廃止や変更は届け出を忘れずに

口座振替は廃止の申請がない限り継続されます。口座を解約したり、振替をやめたりする場合は、市役所2階35番窓口納税課か各支所税務課に申請してください。

婚姻や離婚、固定資産税の所有者変更があった時は、振替口座の変更が必要になる場合があります。振替口座の登録状況を確認し、金融機関の窓口で手続きをしてください。

口座の預貯金の残高不足にご注意を

口座振替時に預貯金の残高不足などの理由で振替ができなかった場合、再振替はできません。納付書を送るので、同課か各支所税務課に電話してください。

口座振替時の注意点	
軽自動車税	軽自動車を複数所有している場合、特定の車両のみを口座振替にすることはできません
国民健康保険税	世帯主に一括課税となるため、世帯内に加入者が複数人いると、全員分が口座振替の対象となります
保育料など	口座振替の納付義務者は、保育所入所申込書に記載した保護者です

3月31日(火)までに申請してください
児童手当についてのお知らせ

問/子ども家庭課 ☎027-321-1247 各支所市民福祉課



第3子以降の子が加算に該当する人は申請が必要です

同手当を受給している一部の人は、申請が必要です。対象と思われる人には、2月下旬に申請案内を送付しました。まだ届いていない人は、同課へ問い合わせてください。

対象 次のいずれかに当てはまる人①高校生年代が終わる子(平成19年4月2日～平成20年4月1日生まれ)を養育していて、大学生年代の子を含め3人以上養育している②令和8年3月に短大や専門学校などを卒業見込みの大学生年代の子を養育していて、大学生年代の子を含めて3人以上養育している **申請期限** 3月31日(火)

八幡霊園への無料バス

問/八幡霊園 ☎027-343-3000

彼岸の3月20日(祝)に、同園と高崎駅間の臨時無料バスを右表のとおり運行しますので、利用してください。



バス停	高崎駅西口 群馬バス 4番のりば	連雀町	本町3丁目	台町	下豊岡町 (安中路線)	上豊岡町 (安中路線)	八幡霊園
行	9:00	9:03	9:06	9:10	9:13	9:15	9:30
	10:00	10:03	10:06	10:10	10:13	10:15	10:30
	11:30	11:33	11:36	11:40	11:43	11:45	12:00
	13:30	13:33	13:36	13:40	13:43	13:45	14:00
き	14:30	14:33	14:36	14:40	14:43	14:45	15:00

バス停	八幡霊園	上豊岡町 (安中路線)	下豊岡町 (安中路線)	台町	本町3丁目	連雀町	高崎駅西口
帰	10:30	10:45	10:47	10:50	10:54	10:57	11:00
	11:30	11:45	11:47	11:50	11:54	11:57	12:00
	13:00	13:15	13:17	13:20	13:24	13:27	13:30
	15:00	15:15	15:17	15:20	15:24	15:27	15:30
り	15:45	16:00	16:02	16:05	16:09	16:12	16:15

転入・転出などの手続きができます
3月22日・29日・4月5日に日曜日窓口を開設
 問/市民課 ☎027-321-1232 各支所市民福祉課



3月22日・29日・4月5日の日曜に、下表のとおり窓口を開設します。開設する窓口は、本庁の市民課と保険年金課、各支所の市民福祉課です。群馬支所は税務課の窓口も開設します。業務時間は各日とも午前8時30分～午後5時15分です。

群馬支所の窓口開設日を変更します

群馬支所では、通常土曜の午前中に業務を行っていますが、日曜日窓口を開設するため、3月21日・28日・4月4日の土曜は窓口業務を行いません。

市役所本庁舎	各支所	取り扱い業務
市民課 (1階4～7番窓口)	市民福祉課	●転入・転出・転居届、印鑑登録の受け付け、外国人事務 ●住民票の写し・戸籍謄抄本の発行 ※広域交付は除く ●印鑑登録証明書の発行 ●戸籍に関する届の預かり ●マイナンバーカードに関すること
保険年金課 (1階8～10と15番窓口)		●国民健康保険・福祉医療・後期高齢者医療・国民年金の届け出、申請の受け付け ●国民健康保険税に関すること

届け出の内容により、他の市町村などに確認が必要となる場合は、受け付けできないことがあります。駐車場の混雑緩和のため、公共交通機関を利用してください。

手続きの際はマイナンバーの記載が必要です
国保の加入・脱退・変更は必ず届け出を
 問/保険年金課 ☎027-321-1235



退職・就職、転入・転出などによる国民健康保険(国保)の加入や脱退には届け出が必要です。異動があった翌日から14日以内に、窓口で手続きをしてください。

脱退の手続きはマイナポータルでできます

脱退の手続きは、窓口や郵送の他、オンラインでできるようになりました。ぜひマイナポータルを利用してください。詳しくは、市ホームページ(右記)で確認してください。



退職者は離脱証明書を

社会保険などの加入者が退職したり、社会保険の扶養家族でなくなったりしたなどの理由で国保へ加入する場合は、社会保険離脱証明書の交付を会社などで受けてください。任意継続保険が切れて国保に加入する時も証明書が必要です。社会保険の資格確認書などに資格喪失予定日が記載されていれば、証明書の代わりになります。

修学のために他の市町村に住む学生が卒業した時

特例により国民健康保険資格確認書などを交付されている人は、卒業後に必ず届け出をしてください。当初の卒業予定年月日を超えて在学する場合は再申請が必要です。卒業後に同資格確認書などを使った場合、医療費を返還していただく場合があります。

窓口

●転入・転出＝市役所1階市民課、各支所市民福祉課、各市民サービスセンター ●退職・就職・卒業＝市役所1階保険年金課、各支所市民福祉課

	届け出が必要な時	必要な物
加入 ※1 ※2	転入	転出証明書
	退職または扶養でなくなった	社会保険離脱証明書(会社などで発行)
	出産	母子健康手帳
脱退 ※1	転出、死亡	国保の資格確認書または資格情報のお知らせ
	就職または扶養になった	国保と社会保険などの資格確認書または資格情報のお知らせ
	市外に住所のある学生が卒業などで学生でなくなった	国保の資格確認書または資格情報のお知らせ
その他 ※1 ※2	住所、世帯主、氏名などの変更	国保の資格確認書または資格情報のお知らせ
	修学で本市を出る時	国保の資格確認書または資格情報のお知らせ、在学証明書(学生証の写しでも可)
	資格確認書・資格情報のお知らせの紛失	本人確認のできる物

※1 同じ世帯の人以外(代理人)が行う場合は委任状が必要です
 ※2 当日に資格確認書または資格情報のお知らせの交付を希望する人は、運転免許証など写真付きの物が必要(代理人の場合は郵送交付)です